

中川事務所新聞

第97号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

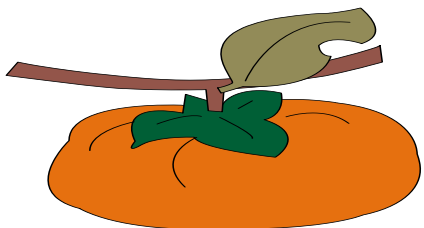
トピックス

【子ども手当の申請をお忘れなく】

既に役所から案内文書が届いていることと思いますが、10月から子ども手当の内容が変わり、改めて対象者全員の申請が必要になります。期限は来年3月末までですが、忘れないよう早めに済ませておきましょう。

【電子記録債権の準備】

新しい決済方法として、電子手形とでもいうべき電子記録債権の運用がまもなく本格化します。決済手段としては非常に優れており、手形や振込みに比べ



たメリットも多くあります。

現状ではイメージすら湧かないかもしれませんが、各金融機関では順次説明会などを開いています。まずは一度取引金融機関の説明会に参加されることをお勧めします。

【受動喫煙防止対策助成金】

労働安全衛生法に受動喫煙防止対策が盛り込まれる予定です。これに対して、厚生労働省は飲食業、旅館業の中小企業事業主を対象に、換気設備等の設置工事費の一部を補助する制度をスタートさせました。予算規模が小さいので、早い者勝ちになる可能性が高く、そういった予定のある事業者は早めの申請が必要です。

【年末調整の準備はお早めに】

各個人宛に生命保険会社から控除証明が届き始めています。年末調整までまだ期間がりますが、無くさないように会社が責任を持って預かるほうが無難でしょう。

【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・3月決算法人中間申告&納税
- ・労働時間適正化キャンペーン
- ・エコドライブ推進月間



知ってお得！？法律雑学

Q. 古い車に追突して相手車両を壊してしまいました。どう見ても価値のなさそうな車ですが、高額な修理費を請求されました。払う必要はあるのでしょうか？

A. こちらの過失で他人のモノを壊した以上、それを元に戻す義務（損害賠償義務）は発生します。車の程度に比べて高額であっても実際にかか

る修理費は弁償しなければならないでしょう。

ところで、こういった場合、自動車任意保険の対物賠償で賄うこととなりますが、例えば車の時価が10万円で修理費が50万円である場合のように修理費が時価を超える場合、保険では時価の範囲内しか賄えません（この事故の場合は10万円）。残り40万円は

自腹ということになります。

古い車が多く走っている昨今、これでは保険の意味がないので、これをカバーするために「対物超過修理費特約」は必ず入っておきましょう。



経営談義

【外部環境の脅威】

経営戦略を考える基本的な手法の一つにSWOT分析というものがあります。外部の機会(O)と脅威(T)、内部の強み(S)と弱み(W)を抜き出し、それらを自社に有利なように組み合わせる考え方です。

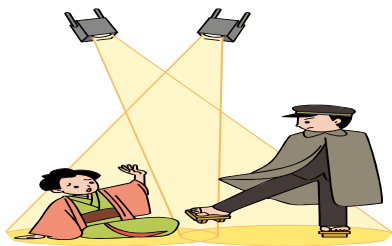
この中で脅威(T)は、自社の力ではどうしようもないので、回避するのが基本的な戦略です。昨今、この脅威を増大させるような話題が数多く出てくるようになりました。その中の一つに間接人件費の増加があります。

人件費には給料として現金で支給する直接人件費と、法定福利費や福利厚生費といった間接人件費があります。法定福利費の代表格は社会保険料(厚生年金、健康保険等)で、これの値上げが取り沙汰されています。

本来、社会保険料に関しては制度設計に従って計画的に値上げ等の運用が行われるはずなのですが、最近はこの流れを根本的に無視するような話題が引きも切りません。制度が目まぐるしく変わるといって自体が外部環境の脅威なのですが、こと社会保険料の値上げに関しては、回避不可能で企業の体力を直接舐めます。ニュース等では一人の人間の負担増が話題になりますが、会社にとっては掛け

算の世界なので、少ない率の値上げでも合計の負担額は相当なものになります。

ではどう対処すればいいのでしょうか?社会保険料という小さな枠の中で考えていても答えは出ません。人件費という大きな枠で考え、さらにコストというもっと大きな枠まで考えを広げることで、何らかの解決策が見つかるかもしれません。小手先の逃げ道を考えるのではなく、根本的で革新的な発想が必要となるでしょう。



ラジオの音に惹かれてある乳酸菌サプリを呑んだところ、たった一日で六回もトイレに行き、自然な排出で一気に2kgの体重が減りました。恐るべしパワーです。一緒に呑んだ妻には何の変化もありませんでしたが。

先月は出張で福岡や広島に出かけました。西日本管内では新幹線の車両種類が多く、東海や東日本では引退した車両が多く走っています。少しばかり鉄ちゃんの気がある私は、ワクワクしながら時刻表を調べて新幹線の旅を楽しみました。

あじわ

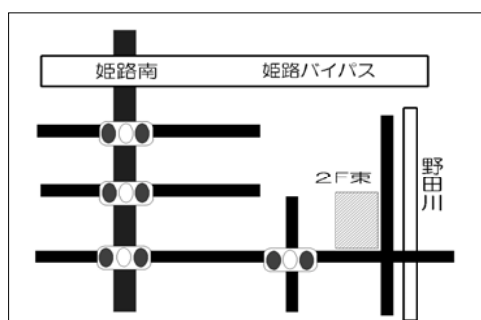
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは?

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp